

函館工業高等専門学校と七飯町の連携に関する協定書

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「函館工業高等専門学校」という。）と七飯町は、それぞれ保有する資源や情報、研究成果等を有機的に活用し、地域社会の発展や産業振興に寄与する事を目的として、相互に連携協力をを行うものとする。

(連携内容)

第2条 函館工業高等専門学校と七飯町が連携して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的・知的資源の交流
- (2) 産学官による地域連携の促進
- (3) それぞれが主催する事業に対する協力・支援
- (4) 相互理解を促進するための情報の提供及び交換に関するここと
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(経費)

第3条 函館工業高等専門学校と七飯町が連携協力をするための経費は、原則としてそれぞれが負担する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の6ヵ月前までに、函館工業高等専門学校と七飯町のいずれかからも協定の終了又は見直し等の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

(実施期日)

第5条 本協定は、締結日から効力を有する。

(補則)

第6条 本協定書に定める条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成24年3月26日

独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

七 飯 町 長

岩能敏夫



中 安 一

